

平成26年度 第9回庁議要旨

日時：平成26年8月5日（火）

午前9時～

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業補助金の取扱いについて（福祉部）

－取下げ－

2 総合福祉会館みなと荘・湊こども園の設置について（福祉部・教育委員会）

総合福祉会館みなと荘は、震災により大きな被害を受けたが、応急的な対応により平成24年4月から被災した施設内で運営を再開した。また、湊こども園は、平成23年4月から総合福祉会館みなと荘内で幼保連携型の認定こども園として開設予定だったが、こども園を構成する湊保育所は休所、湊幼稚園は住吉幼稚園内での運営となっている。現在、総合福祉会館みなと荘と湊こども園との複合施設の移転新築に向けた建設工事を進めているが、これに伴い改正が必要な条例・規定を整備するもの。

(1) 主な内容

ア 総合福祉会館みなと荘・湊こども園の施設概要

所在地：石巻市八幡町一丁目6-1

施設面積：4,990平方メートル

構造規模：RC造3階一部4階建て（延床面積 約2,822平方メートル）

1階 保育所・幼稚園・職員室・厨房・遊戯室等

2階 子育て支援室、放課後児童クラブ室、高齢者・ボランティア交流スペース、事務室・集会室

3階 講座室、作業室、会議室、料理講習室、備蓄倉庫、和室、避難所機能

4階 焼釜室、太陽光発電

イ 移転・新築により改正が必要となる条例・規則

(ア) 石巻市立こども園条例

湊こども園の開園に向け、施設の位置、こども園としての類型、定員、こども園が行う支援事業等を規定した条例を整備する。

・こども園の類型 幼保連携型認定こども園

・定員 110人

・受入児童年齢 1歳児～5歳児

・こども園が行う支援事業 養育相談事業、一時保育事業等

(イ) 石巻市立学校設置条例

湊幼稚園関係の規定を削除。

(ウ) 石巻市総合福祉会館条例

みなと荘の位置を変更。

(エ) 石巻市保育所条例

湊保育所の関係規定を削除。

(オ) 石巻市放課後児童クラブ条例

湊地区放課後児童クラブの位置を変更。

(2) 今後の予定

平成26年第3回定例会	こども園条例(全部改正案)等関連する条例改正を議会へ提案
平成26年10月	平成27年度入所申込み受付け
平成27年1月	入所の可否決定
平成27年3月	建設工事完了、石巻地区保育所閉所、湊幼稚園閉園
平成27年4月	新・総合福祉会館みなと荘開所及び湊こども園開園

3 地区計画区域内における建築物の制限について（建設部）

被災市街地復興土地地区画整理事業施行地区である新蛇田地区及び新渡波地区は、現在、造成工事が進められており、本年秋より一部宅地供給の開始を予定しているが、当該地区は市街化調整区域となっているため、市街化区域編入に先立って健全な新市街地形成を推進し、秩序ある良好な住環境の確保を図るため、都市計画法による地区計画が導入されることから、地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

適用区域に新蛇田地区及び新渡波地区を追加し、それぞれの地区に次の制限を規定する。

地区整備計画区域の名称	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		(6)
	地区の名称	建築してはならない建築物	容積率	敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度
新蛇田地区整備計画区域	低層住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物	8 / 10	175㎡	外壁等の面からすべての敷地境界線までの距離	1m以上	10m
新渡波地区整備計画区域	低層住宅地区	(1) 戸建て住宅 (2) 兼用住宅 (3) 附属建築物		185㎡			

(2) 今後の予定

平成26年 8月 8日	都市計画審議会
平成26年 8月25日	都市計画決定の告示（予定）
平成26年 9月	石巻市議会第3回定例会へ条例改正案提案（予定）
平成26年11月	供給開始（予定）

4 市営住宅管理の外部委託等について（建設部）

復興公営住宅の完成に伴い、管理する市営住宅は既存住宅と合わせ5,000戸を超え、直営での適正な維持管理は困難となることから、効果的、効率的な管理体制の確立を図り、管理コストの削減や事務負担の軽減を目的に可能な限り業務を外部委託し、民間の活用により地元雇用の拡大を図るもの。また、平成26年12月から管理開始予定の復興公営住宅について、市営住宅条例に名称及び位置等を加え、市営住宅として位置付けするもの。

(1) 主な内容

ア 管理業務の内容及び区分

市営住宅の外部管理委託は、施設の保守点検、環境保全等の事実行為業務については可能な限り民間の活用を図る。なお、個人情報の取扱い等を含む権限行使の代行業務は、公営住宅法に基づき地方住宅供給公社へ委託することとしたい。

○管理業務区分

管理区分	事務区分	業務内容	根拠法令
石巻市	管理主体の権限	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅供給計画（新設、建替、用途廃止） ・改修計画、改修工事等 ・家賃の決定、収入認定 ・長期滞納対策、明渡訴訟関係等 	公営住宅法 石巻市営住宅条例
地元維持保守点検等事業者	事実行為業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設保守点検 ・修繕、補修 ・苦情トラブル対応 ・付帯施設管理、環境保全等 	
地方住宅供給公社	権限行使の代行	<ul style="list-style-type: none"> ・入居募集計画 ・入居者の決定 ・家賃の収納 ・滞納者等への明渡請求等 	地方自治法 公営住宅法

イ 石巻市営住宅条例の一部改正

(ア) 市営住宅の管理の外部委託に伴い、関係条文を加える。

(イ) 別表第1の1市営住宅の表に新たに管理する復興公営住宅の名称、位置を加える。

(ウ) この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の石巻市営住宅条例の規定による復興公営住宅への入居者の選考等の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるものとする。

(2) 今後の予定

平成26年 9月 石巻市営住宅条例一部改正（石巻市議会第3回定例会）

平成26年12月 業務委託契約締結、基本協定・年度協定締結

平成27年 1月 業務委託及び管理代行の業務開始

5 石巻市雨水排水基本計画（案）について（建設部）

震災により大規模な地盤沈下が生じたことから、浸水被害発生箇所を中心に仮設排水施設を設置し対応しているが、浸水被害が頻発し市民生活に支障をきたしていることから、旧北上川築堤や防波堤などの復旧・復興事業との調整をはかり立案した「石巻市雨水排水基本計画」に基づき、施設整備を行い「浸水被害の防除」を図ることにより、災害に強いまちづくりに寄与するもの。

(1) 主な内容

ア 排水区域の見直し

既計画31排水区を地盤沈下の状況及び復興事業等を踏まえ22排水区（強制排水21排水区、自然放流1排水区）に見直し。

イ 整備計画

(ア) 強制排水を必要とする21排水区については計画的に整備を実施する。

計画概要

	ポンプ場	幹線管渠
東部地区	13箇所	約 8km
西部地区	8箇所	約 18Km

(イ) 整備後は1時間当たりの降雨45.6mmに対応可能。

(ウ) 主な事業予定

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成33年度以降
1排水区 着手済み	10排水区 着手予定	7排水区 着手予定	3排水区 着手予定

(2) 今後の予定

次回開催の市議会「全員協議会」に諮る予定。

[報告事項]

1 配偶者同行休業制度について（総務部）

平成26年2月に国において、有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度が創設された。地方公務員については、地方公務員法において「配偶者同行休業」が規定されており、本市においても職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業について必要な項目を条例で定めるもの。

(1) 主な内容

ア 休業期間の承認について

職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で承認する。

イ 対象となる配偶者が外国に滞在する事由

(ア) 外国での勤務

(イ) 事業の経営など個人が外国で行う職務上の活動

(ウ) 学校教育法の大学に相当する外国の大学で外国に所在するものに修学

※いずれの事由も6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。

ウ 休業の期間等

(ア) 3年を超えない範囲の期間とする。

(イ) 期間中は給与を支給しない。

(2) 今後の予定

第3回市議会定例会に条例を上程予定。議決後、関係規則等の改正予定

2 「G空間シティ構築事業」（受託先：東京大学等によるコンソーシアム）の実証地の一つとして本市が選定されたことについて（総務部）

東日本大震災での津波被害及びその後の業務対応などで得た経験・教訓を最先端のICT技術を駆使し、今後の防災・減災に役立つシステムを構築する必要がある、本事業により構築したシステムを南海トラフ地震等の津波被害が想定される地域の自治体が利用することで、災害対応業務の合理化、効率化を図るとともに東日本大震災後に支援いただいた自治体への恩返しするもの。

(1) 主な内容

最先端のシュミレーション・センシング・ICTを統合し、津波直後のきめ細かな災害情報の推計・把握と防災情報配信を通じて被災地の災害に対するレジリエンスの向上

と国土強靱化に資する。

本市は、東京大学生産技術研究所目黒研究室が行う本事業のテーマ7（リアルタイム津波浸水情報の被災地配信を想定した災害対応業務の合理化・効率化及びその検証）の実証地として選定された。

代表団体：東北大学災害科学国際研究所

共同提案団体：東北大学（電気通信研究機構、サイバーサイエンス研究センター）、
（独）情報通信研究機構耐災害ICT研究センター、東京大学、高知県、高知市、石巻市、東松島市、静岡市、NTTコミュニケーションズ（株）、西日本電信電話（株）、日立造船（株）、（株）日立製作所、国際航業（株）

実証自治体：高知県、高知市、石巻市、東松島市、静岡市

3 石巻市新型インフルエンザ等対策本部について（健康部）

平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に国民の生命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、市において新型インフルエンザ等対策のための体制について条例による整備が義務付けられたため、市対策本部について必要な事項を条例で定めるもの。

(1) 主な内容

石巻市新型インフルエンザ等対策本部について

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、市は市長を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部を設置しなければならないことから、新型インフルエンザ等対策本部に関して必要な事項を条例で定める。

（組織）本部長（市長）、副本部長、本部員 ※副本部長及び本部員は市長が指名

（会議）本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ本部会議を招集。

◆石巻市新型インフルエンザ等対策本部運営体制

運営要綱により規定することとし、本部の対策決定に関する調査、研究等を行うため、市対策本部内に危機管理部会を置く。

◆緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき。

(2) 今後の予定

- ・平成26年第3回市議会定例会に設置条例を提案
- ・条例の施行と同日に「石巻市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱」を施行
- ・市行動計画の公布後に「石巻市新型インフルエンザ対策本部要綱」を廃止

4 石巻市事業復興型雇用創出助成期間の延長等について（産業部）

東日本大震災の被災地域において、安定的な雇用と地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を新たに創出することを目的とし、宮城県において宮城県事業復興型雇用創出事業が実施されているが、本市ではより地域の実情に応じたきめ細やかな施策展開を図る必要があることから、市町村版事業復興型雇用創出事業助成金制度を創出し、国の実施要領に基づき平成25年度から事業を実施している。今回、国の実施要領の一部改正により、対象新規雇用者の雇入期間の延長、助成期間の平成29年度までの延長等に伴い、市交付要綱を改正するもの。

(1) 主な内容

ア 事業内容

平成25年4月1日以降に新規に雇用した事業所に対し、雇用者1人当たり3年間で最大225万円を助成。

イ 主な改正内容

(ア) 適用地域

「被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の地域）」

〈改正〉⇒「新被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県災害救助法適用地域）」

(イ) 対象新規雇用者の雇入期間

平成25年4月1日から平成26年5月31日まで

〈改正〉⇒平成25年4月1日から平成27年5月31日まで

(ウ) 助成対象期間

平成29年3月31日まで

〈改正〉⇒平成30年3月31日まで

(エ) 経過措置期間

新要綱では交付申請日から2か月を超えて遡及し交付することはできないが、平成26年8月1日～9月30日は経過措置期間とし、この期間に申請のあった平成26年6月30日までの新規雇用者は現要綱が適用され、2か月を超えて遡及し交付することができる。

ウ 制度概要

市が認定する対象産業政策を実施する事業主であって、平成25年4月1日以降に新規に雇用した事業主に対し、雇用者1名当たり3年間で最大225万円を助成する。ただし、事業主に対する助成金の交付上限額は1億円とする。

○ 1人当たりの3年間の支給額

(単位：千円)

対象労働者の区分	交付限度額			
	第1期	第2期	第3期	合計
新規雇用者でかつフルタイム労働者である場合	1,200	700	350	2,250
再雇用者でかつフルタイム労働者である場合	960	560	280	1,800
新規雇用者でかつ短時間労働者である場合	600	350	150	1,100
再雇用者でかつ短時間労働者である場合	480	280	120	880

5 平成27年度石巻市成人式について（教育委員会）

成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に成人式を行うもの。

(1) 主な内容

ア 日程及び会場

地区	会場	日時	対象者数
石巻	石巻専修大学体育館	1月11日（日）午後 2時	1,020名
河北	河北総合センター文化交流ホール	1月11日（日）午後 2時	119名
雄勝	総合支所仮庁舎2階会議室	1月11日（日）午後 2時	20名

河南	遊楽館かなんホール	1月11日(日)午前11時	182名
桃生	桃生公民館文化ホール	1月5日(月)午後2時	63名
北上	北上中学校体育館	1月11日(日)午前11時	32名
牡鹿	牡鹿中学校体育館	1月11日(日)午後2時	22名
計	7会場	2日程	1,458名

●平成26年7月1日現在 対象者数 内訳 (住民登録者)

区分	男	女	計
石巻	512名	508名	1,020名
河北	54名	65名	119名
雄勝	13名	7名	20名
河南	97名	85名	182名
桃生	31名	32名	63名
北上	17名	15名	32名
牡鹿	12名	10名	22名
計	736名	722名	1,458名

イ 開催内容

(ア)対象者 平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で、石巻市に住所を有する者(外国人も含む)及び就職、進学等で石巻市以外に住所を有しているが、帰省して参加を希望する者。

(イ)会場 毎年1月に7地区(旧市町単位)で成人式を実施。

(ウ)式典 式典、祝賀演奏、地区ごとに趣向を凝らしたアトラクション。

(毎年対象である成人者の中から実行委員会を組織し、当日の受付、司会、アトラクション企画運営などを担当している。)

(2) 今後の予定

・市報いしのまき9月号へ掲載予定

・案内通知発送予定

石巻地区分 12月5日 案内通知【ハガキ】発送予定

各総合支所分 12月5日 案内通知【ハガキ】を各総合支所に引き渡し予定

[その他]

1 白浜海水浴場[二日間だけの海開き]について(北上総合支所)

白浜海水浴場を平成26年8月9日(土)、10日(日)の2日間、開設することについて、北上総合支所長より報告があった。

以上